

第8回地震・津波災害に強いまちづくり 検討委員会

説明資料

平成25年12月9日

国土交通省 中部地方整備局

地震・津波災害に強いまちづくり ガイドライン(最終とりまとめ案)

ガイドライン(最終とりまとめ)の基本的な考え方

ガイドライン (中間とりまとめ)

法律（災害対策基本法、耐震改修促進法等）や計画（防災基本計画、地域防災計画等）の改定による新たな知見

公表資料（中央防災会議資料、静岡県第4次地震被害想定、各県資料等）による新たな知見

ガイドラインを見やすく、使いやすくする工夫

← 第6,7回検討委員会での意見

← 市町村長との意見交換会（3県ブロック）での意見

← ガイドライン（中間とりまとめ）説明会での意見

← 自治体アンケート結果で得られた現状・課題・意見等

← 第8回検討委員会の意見

ガイドライン (最終とりまとめ)

1. 災害に強いまちづくりに関する 市町村の取組状況

①災害に強いまちづくりに関する市町村の取組状況

～ 自治体アンケート調査の実施 ～

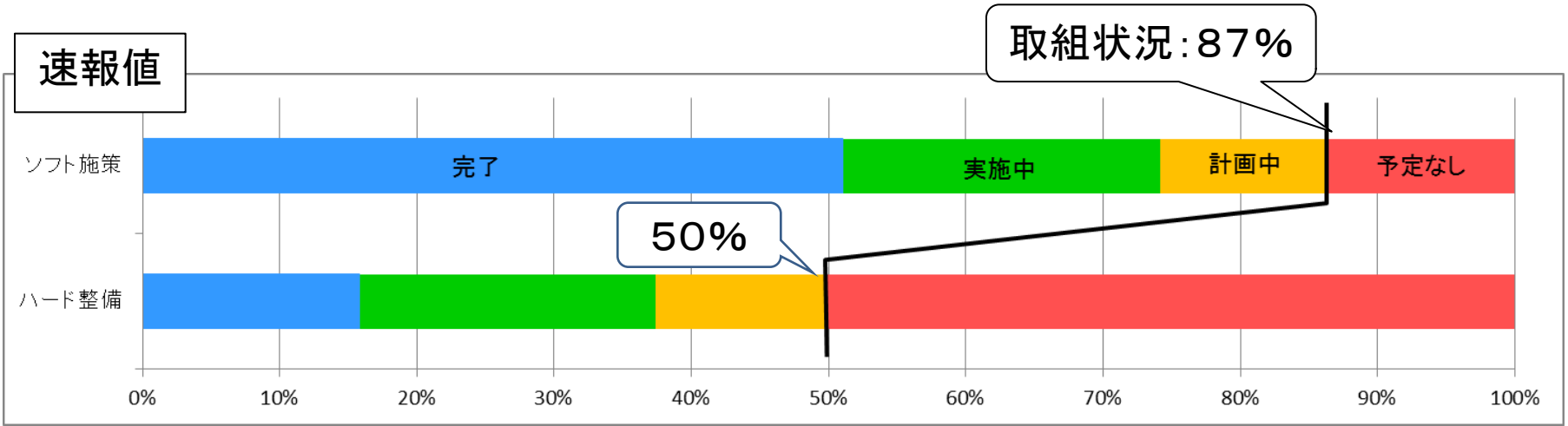
【実施目的】	中部圏の市町村における「地震・津波災害に強いまちづくり」の取組状況の把握
【対象自治体】	津波災害が懸念される中部圏の市町村 67市町村
【実施期間】	平成25年10月～11月
【回収状況】	回収数 67市町村 回収率 100%
【回答方法】	<p>ガイドラインの方策体系図に示した方策毎に、①代表的な施策、②評価、③代表的な施策の着手年次、④代表的な施策の完成目標年次について尋ねた。</p> <p>②評価の回答においては、以下の条件で判断</p> <ul style="list-style-type: none">◎:完了または概ね完了している○:着手済み、実施中(③、④に着手年次及び完成年次を記載)△:計画中×:該当するが実施の予定がないー:該当しない

1. アンケート結果のまとめ

- 南海トラフの巨大地震を想定した地震・津波災害に強いまちづくりの取組状況を沿岸自治体を対象に行った初めての調査。
- 短期的に取り組むべき「安全で確実な避難の確保」については、9割の自治体が既に取り組んでおり、特にソフト施策の取組が進んでいる。ハード整備については、津波避難タワー・避難路の整備が中心である。なお、津波の高さの高い海岸平野部や半島・島しょ部での取組は比較的津波高の低い内湾低平地部に比べ進んでいる。また、特にハザードマップや情報伝達の整備や津波避難ビルの指定等のソフト施策の取組が進んでいる。
- 主に長期的な取組である「地震・津波に強い都市構造の構築」については、建築物やライフラインの耐震化の取組が9割と進んでいるが、土地利用計画などのまちづくりはこれからの状況。
- 「災害に強い組織・人づくり」については、既に9割の自治体で取り組まれている。
- 自治体の取組として、例えば高齢者の介護予防と併せた避難の迅速化、ブロック塀の撤去などの避難路の確保、小学校等公共施設の高台移転等の先進的な取組が見られた。

【基本事項1～3】ハード整備とソフト施策の取組状況

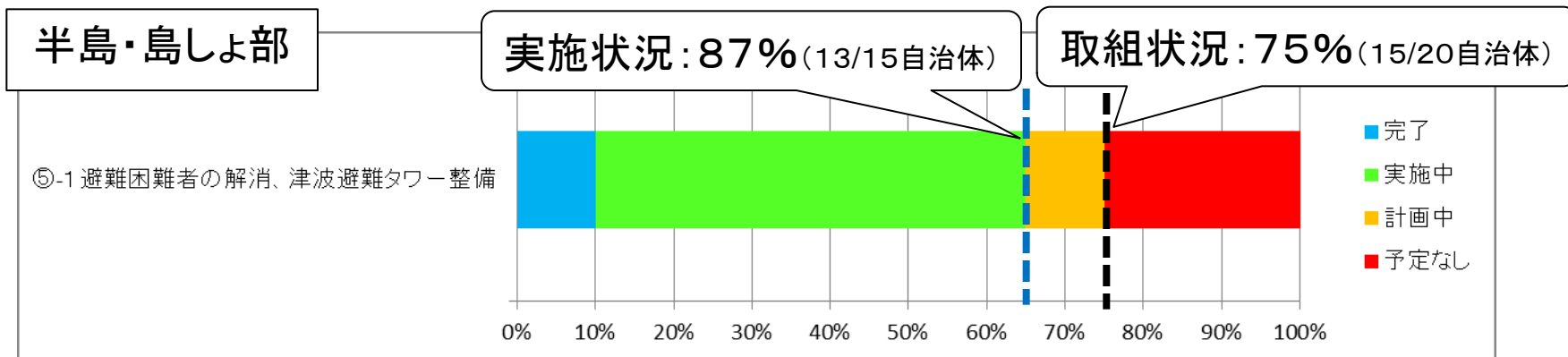
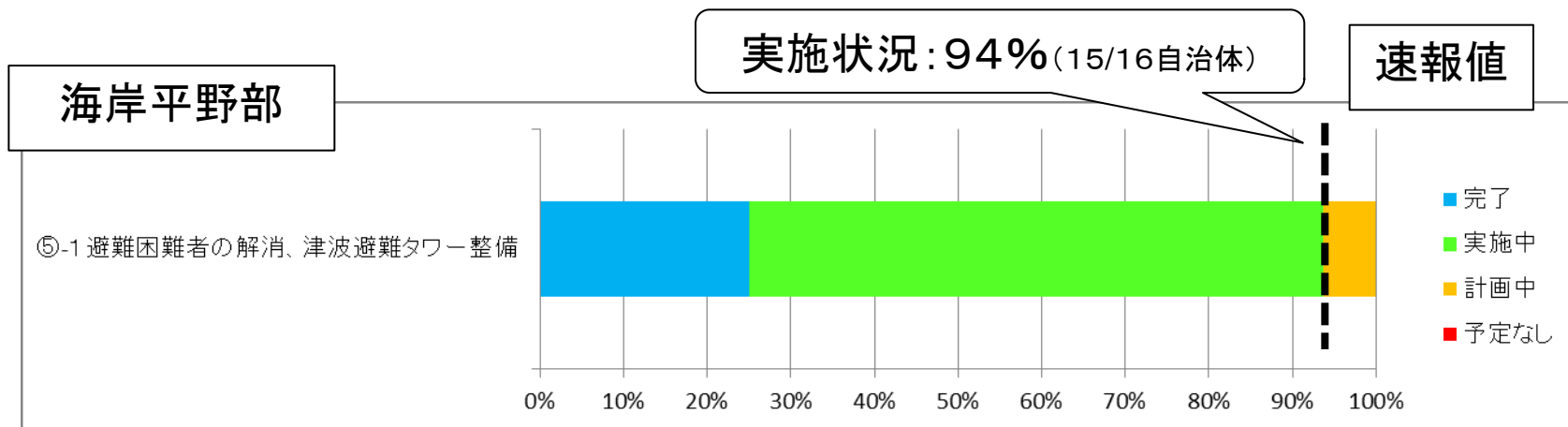
- ・基本施策1～3について、全体的にはハード施策に対してソフト施策の取組が進んでいる。
- ・ソフト施策は、「安全で確実な避難を確保」するための、ハザードマップの整備、津波避難ビルの指定、情報伝達の整備や、「地震・津波に強い都市構造の構築」の取組としてランドデザインに合わせた土地利用の促進、「災害に強い組織・人づくり」の取組については、自主防災組織の結成と活動の充実、防災教育の充実、防災訓練の実施。
- ・ハード整備は主として、「安全で確実な避難を確保する」ための、避難タワーや避難経路の整備等への取組や「地震・津波災害に強い都市構造の構築」の取組として建築物やライフラインの耐震化。



●取組状況を示す数値(%) = (完了 + 実施中 + 計画中の自治体数) / (完了 + 実施中 + 計画中 + 予定なしの自治体数)

◇津波避難タワーについて

- ・避難に関する施策で取組まれているハード整備の特徴として、避難タワーの整備が進んでいる。
- ・「海岸平野部」は津波避難タワーの必要性を感じている全ての自治体で計画策定がなされ、94%の割合で事業が着手されている。が避難タワーを実施中(完了+整備中)であり、半島・島しょ部では75%の自治体で計画されている。



●取組状況を示す数値(%) = (完了+実施中+計画中の自治体数)/(完了+実施中+計画中+予定なしの自治体数)

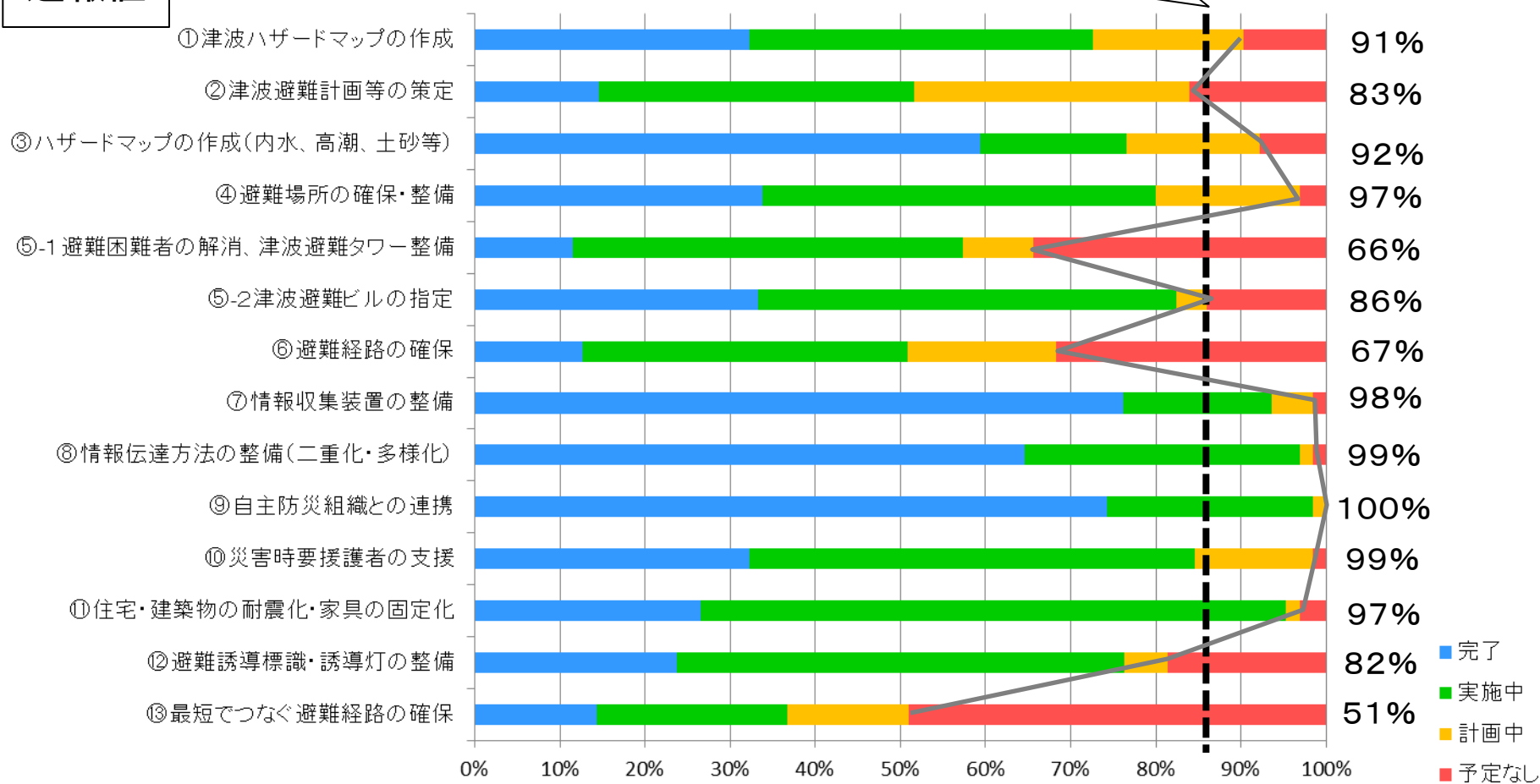
●実施状況を示す数値(%) = (完了+実施中の自治体数)/(完了+実施中+計画中の自治体数)

【基本事項1】「安全で確実な避難の確保」の取組状況

- ・避難に関する施策は完了・実施中・計画中が多く、取組状況は平均87%で、多くの自治体が積極的に取り組んでいる。
- ・その中では、ハード施策（津波避難タワー、避難経路等）に対してソフト施策（津波ハザードマップ、自主防災組織との連携等）の実施が進んでいる。

速報値

取組状況：平均87%

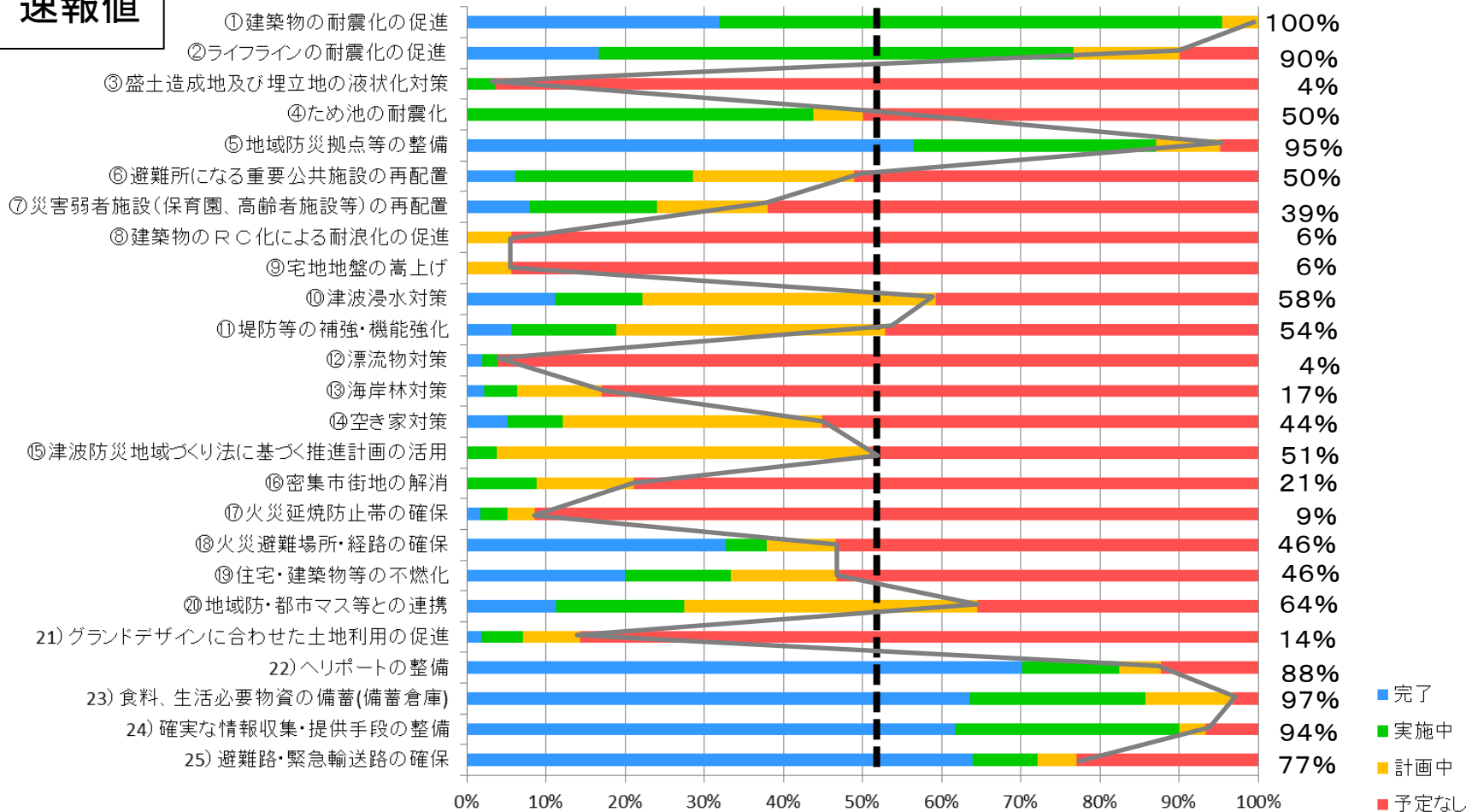


【基本事項2】「地震・津波に強い都市構造の構築」の取組状況

- 東日本大震災以前の地震対策から建築物・ライフラインの耐震化の取組は9割と進んでいるが、長期的な取組のまちづくりであるランドデザインの策定や土地利用の検討などについては今後の課題となっている。
- 東日本大震災を契機に明らかになった課題である液状化や各種津波への対策についての施策についての取組はわずかであり、今後の課題。

取組状況：平均51%

速報値

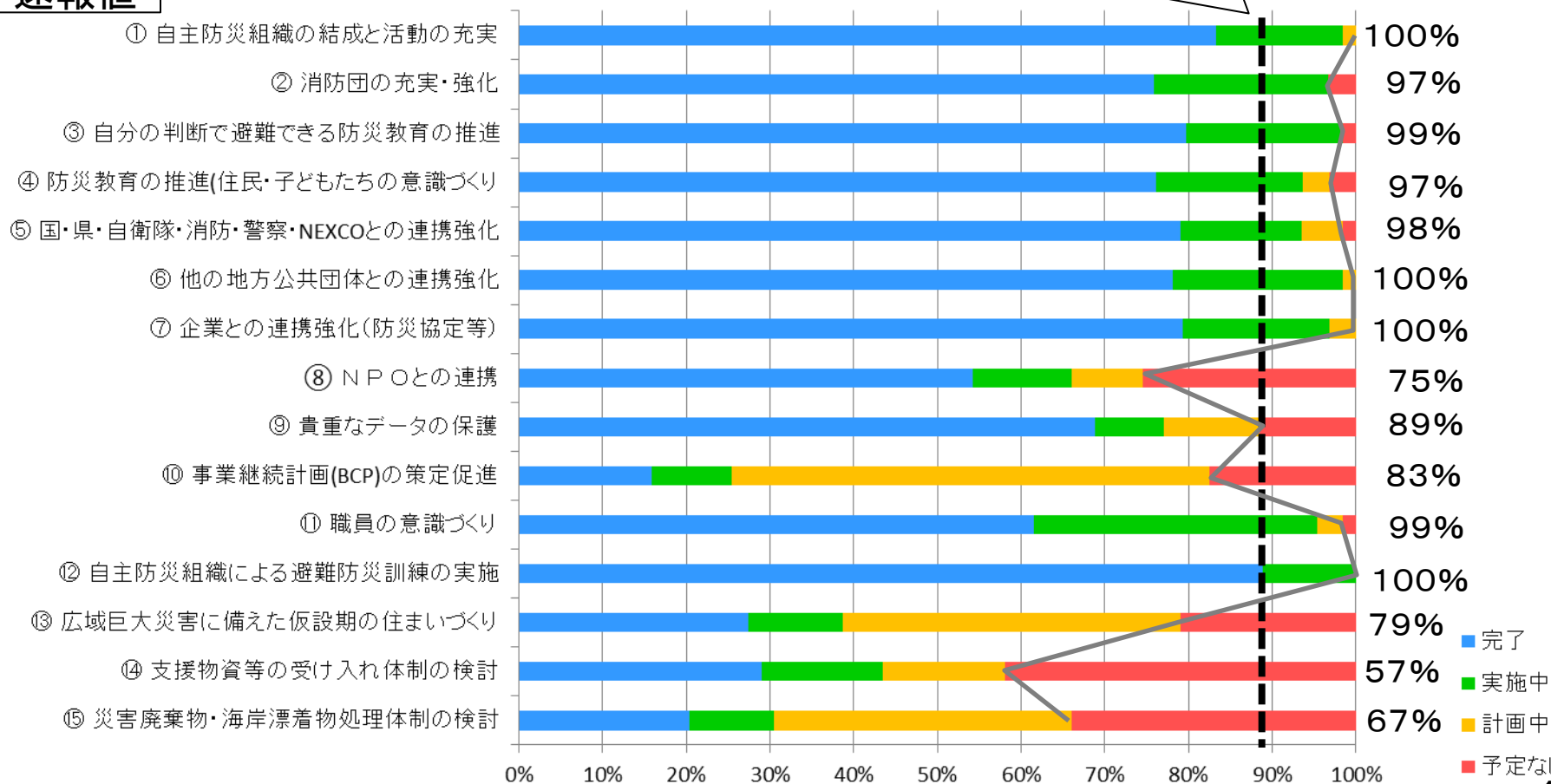


【基本事項3】「地震・津波災害に強い組織・人をつくる」の取組状況

- ・災害に強い組織や人づくりといった施策については、取組状況は平均89%で、多くの自治体が積極的に取組んでいる。特に「自主防災組織の結成・活動、他の自治体との連携、企業との連携、自主防災組織による避難訓練」は全ての自治体で取組んでいる。
- ・今後は、支援物資等の受入れや災害廃棄物対策等の検討、NPOとの連携、応急仮設住宅への準備等が今後の課題。

速報値

取組状況：平均89%



2. 特徴ある取組

○三重県南伊勢町の取組・・・詳細はP-23参照

・防災と福祉を兼ねた健康体操

○愛知県西尾市の取組

・ブロック塀等撤去費補助事業

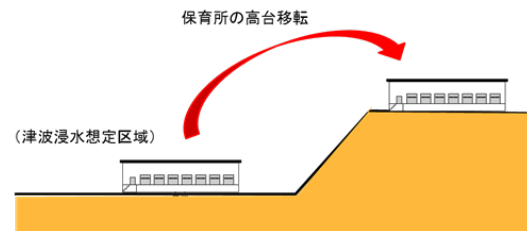
- ・地震発生時における災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、ブロック塀等の撤去を行う場合に10万円を限度に補助

○愛知県田原市・三重県鳥羽市の取組・・・詳細はP-25参照

・学校・保育所の高台移転

・田原市の学校の高台移転・・・詳細はP-25参照

- ・「安楽島^{あらしま}保育所」及び「相差^{おうさつ}保育所」は、津波浸水想定区域内にあるため、園児等の安全を確保するため、高台へ移転



2. ガイドライン(最終とりまとめ案)

①ガイドラインの主な修正箇所

1. ガイドラインの主な修正箇所

○ガイドラインの構成を修正

- ・災害に強いまちづくりに関する施策を「施策集」としてまとめ、施策ごとのインデックスをもうけ、見易くした。
- ・「災害に強いまちづくり支援事業メニュー集」を別冊から本編に記載

○地震・津波災害に強いまちづくりの施策を充実

- ・施策集において、法律の改正や新たな公表資料による最新の情報を加筆・修正
- ・施策集において、施策の事例を示しているが、意見交換会等で得た情報により増やした。

◇ガイドラインの目次構成(修正点)

＜本編＞

第1章 ガイドライン策定の目的と利用方法

第2章 中部圏の地震・津波災害に強いまちづくりに係る現状と課題

第3章 地震・津波災害に強いまちづくりの推進の進め方

第4章 地震・津波災害に強いまちづくりに必要な基本認識

第5章 「地震・津波災害に強いまちづくり基本方針」の策定方法

第6章 おわりに

地震・津波災害に強いまちづくりの施策集・・・旧第6章より施策集として記載

地震・津波災害に強いまちづくり支援事業メニュー集・・・本編に編入

参考資料:自治体アンケート結果、市町村長との意見交換会の意見(ガイドラ

イン関係対象外)

＜別冊＞

【海岸平野部】 地震・津波災害に強いまちづくり基本方針(案)

【内湾低平地部】地震・津波災害に強いまちづくり基本方針(案)

【半島・島しょ部】地震・津波災害に強いまちづくり基本方針(案)

◇ガイドラインの概要(修正点)

① 中部圏の地震・津波災害に強いまちづくりに係る現状と課題

- ・東日本大震災の被害状況調査結果
- ・既往災害から得られた教訓:東日本大震災、阪神淡路大震災等
- ・中部圏の地域特性 ・南海トラフの巨大地震
- ・中部圏の地域特性

② 地震・津波災害に強いまちづくりの推進の進め方

- ・地震・津波災害に強いまちづくりの方向性
- ・地震・津波災害に強いまちづくりの進め方

③ 地震・津波災害に強いまちづくりに必要な基本認識

- ・検討するための地震・津波想定
- ・地震・津波による被害の整理と想定:建物被害、人的被害等

④ 「地震・津波災害に強いまちづくり基本方針」の策定方法

- ・市町村の現状把握 ・災害履歴の把握
- ・南海トラフの巨大地震による被害想定
- ・市町村が講じている方策の確認 ・防災・減災対策の現状のまとめ
- ・課題の抽出 ・まちづくりに向けた基本的な考え方
- ・必要な施策の抽出 ・短期施策の検討 ・グランドデザインの検討
- ・グランドデザインのイメージ

⑤ 地震・津波災害に強いまちづくりの施策集

- ・安全で確実な避難の確保 ・地震・津波に強い地域構造の構築
- ・災害に強い組織・人をつくる

⑥ 地震・津波災害に強いまちづくり支援事業メニュー集

<巨大地震の特徴と被害>

揺れが強い(震度7)

津波が高く速い(20m以上、最短2分)

建物 最大約930千棟、人的 最大約175千人

<中部圏の巨大地震対応への課題>

沿岸部への人口集積

沿岸平地部の工業地帯への対応

沿岸平地部の液状化への対策

過疎地域における高齢者対策

<基本的な考え方の具体的な項目>

安全で確実な避難の確保

地震・津波に強い地域構造の構築

災害に強い組織・人をつくる

<検討のための考え方を明示>

地震・津波の想定

事象による被害内容と対策を整理

<検討のための考え方を明示>

まちづくり基本方針に必要な情報整理

課題の抽出方法

安全で確実な避難(短期施策)や地震・津波に強い地域構造(グランドデザイン)等を検討する考え方の整理

<具体的な項目を明示>

具体的な項目による体系化

<支援事業メニューを明示>

本編に編入

②新たな知見

◇静岡県第4次想定(2次報告)(1/2)

・静岡県は第4次被害想定(2次報告)を平成25年11月29日に公表

(1) 地震被害想定

○被害想定^の目的: 東日本大震災の教訓を生かし、レベル1・レベル2の地震・津波を想定した被害想定を実施し、今後の地震・津波対策の基礎資料として活用

○想定対象とした地震・津波→

○第二次報告の想定項目

区分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	相模トラフ沿いで発生する地震
レベル1の地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 (※) 東海・東南海・南海地震 (マグニチュード8.0~8.7)	大正型関東地震 (マグニチュード8.0程度)
レベル2の地震・津波	南海トラフ巨大地震 (マグニチュード9程度)	元禄型関東地震 (マグニチュード8.2程度)

※国において駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波のモデルである2003年中央防災会議モデルの見直しが進められていることを踏まえ、レベル1の地震は南海トラフ巨大地震モデル(2012年内閣府)の基本ケースにより、レベル1の津波は2003年中央防災会議モデルにより検討した。なお、新モデルが発表された場合は、内容を確認の上、必要に応じて被害想定^の再計算^のなどの対応を講じる。

【参考: 第3次地震被害想定^の対象地震】

東海地震 (マグニチュード8)	神奈川県西部の地震 (マグニチュード7)
-----------------	----------------------

区分	主な想定項目
ライフライン被害	上水道、下水道、電力、通信、ガス
交通施設等 ^の 被害	道路、鉄道、港湾、飛行場・ヘリポート
生活支障等	避難者、物資不足、医療機能支障、住機能支障、し尿・ごみ・瓦礫
経済被害	直接的経済被害、間接的経済被害
その他の被害	エレベータ閉じ込め、災害時要援護者、文化財被害 など

※第一次報告^の「被害・対応シナリオ」に上記^の想定結果^をを追加し、確定

◇静岡県第4次想定(2次報告)(2/2)

(2)地震・津波対策アクションプログラム2013の確定

○減災目標の設定

想定される犠牲者を今後10年間で、8割減少させることを目指す。

○アクションの追加等

- ・第4次地震被害想定(第二次報告)等を踏まえ、11のアクションを追加(計162アクション)
- ・第一次報告以降の検討結果等を踏まえ、アクションの指標等を一部修正

◇南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の概要（H25.11.22成立）

- 地震防災対策を推進する必要がある地域を南海トラフ地震防災対策推進地域とし、内閣総理大臣が科学的に想定し得る最大規模の地震を想定して行う。
- 中央防災会議は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画を作成。
- 指定行政機関の長等は、防災業務計画において、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、これらの事項を南海トラフ地震防災対策推進計画とする。
- 関係指定行政機関の長等は、南海トラフ地震が発生した場合における災害応急対策等を相互に連携協力して推進するために必要な協議を行う協議会を組織することができる。
- 総理大臣は、南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定する。
- 関係市町村長は、都府県知事の意見を聞き、総理大臣の同意を得て、津波からの避難の用に供する避難施設等の整備に関する事業、集団移転促進事業、及び集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設で、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒等の要配慮者が利用する政令で定める施設の整備に関する事業について、津波避難対策緊急事業計画を作成することができる。
- 津波避難対策緊急事業に係る特例：要する経費に対する国の負担または補助の割合の特例等
- 集団移転促進事業に係る特例措置：農地の転用の許可要件の緩和に関する農地法の特例、集団移転促進法の特例等

②地震・津波災害に強いまちづくりに関する新たな事例

【基本事項1】安全で確実な避難の確保

- 施策1-1-②津波避難計画の策定～浸水想定区域外にセーフティラインの設定～(田原市)
- 施策1-2-⑤避難困難者の解消(津波避難タワー・ビル等)～築山の整備～(沼津市・袋井市)
- 施策1-3-⑩災害時要援護者等の支援～防災と福祉を兼ねた健康体操～(南伊勢町)
- 施策1-3-⑩災害時要援護者等の支援～観光協会との連携、釣り客に対する避難訓練の実施～(南伊勢町)

【基本事項2】災害に強い組織・人をつくる

- 施策2-2-⑥避難所等になる重要公共施設の再配置～防災・少子化に伴う小中学校の再編～(南伊勢町)
- 施策2-4-10 津波浸水対策～濃尾平野の排水計画(案)～(国土交通省中部地方整備局)
- 施策2-4-21グランドデザインに合わせた土地利用の促進～津波防災区域(災害危険区域)の指定～(宮城県東松島市)
- 施策2-4-21グランドデザインに合わせた土地利用の促進～空地の事前確保(女川町総合運動公園の活用)～(宮城県女川町)

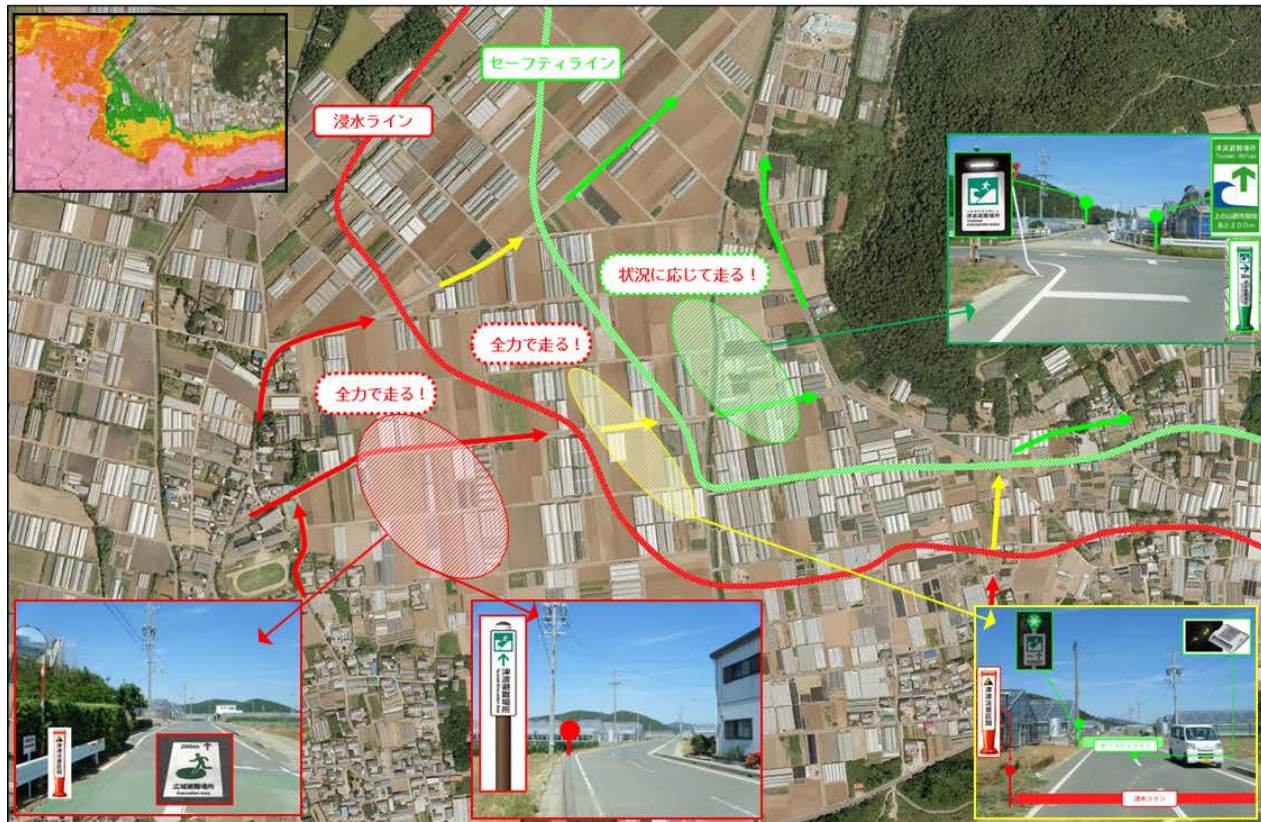
【基本事項3】地震・津波災害に強い地域構造の構築

- 施策3-3-⑪ 職員の意識づくり～震災復興都市計画策定時の地方公共団体職員WSの開催～(愛知県)
- 施策3-4-⑫ 自主防災組織による避難防災訓練の実施～子どもたちが参加した防災訓練の実施～(田原市)

施策1-1-②津波避難計画の策定

～浸水想定区域外にセーフティラインの設定～

◆田原市の堀切校区では、浸水想定区域外にセーフティラインを設定し、そのラインまで状況に応じて走る等で避難



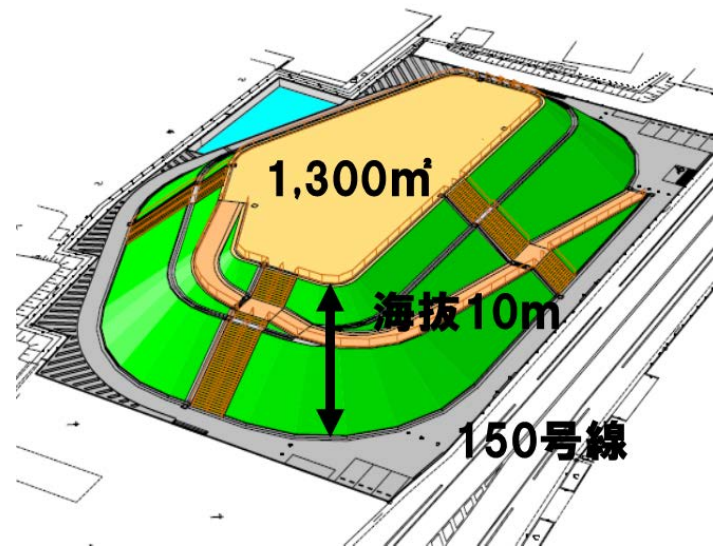
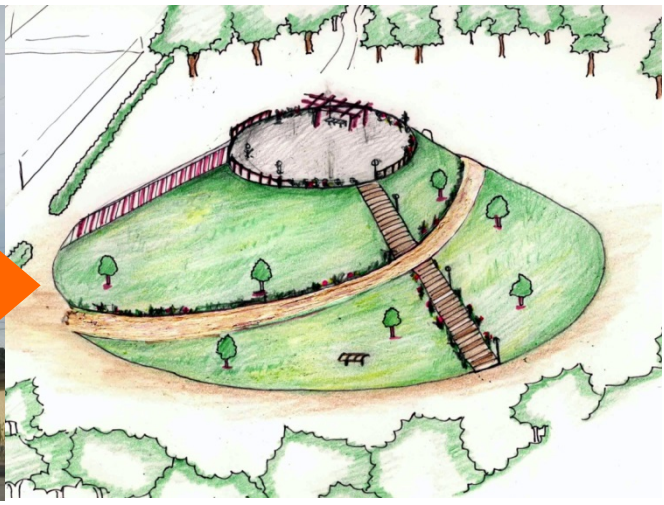
場所名等	渥美運動公園まで			浸水ラインまで			セーフティラインまで		
	距離(約m)	走って(時速6km/分)	歩いて(時速3km/分)	距離(約m)	走って(時速6km/分)	歩いて(時速3km/分)	距離(約m)	走って(時速6km/分)	歩いて(時速3km/分)
川瀬医院付近	2,230	22.3	44.6	1,010	10.1	20.2	1,180	11.8	23.6
西瀬古13番地付近	2,140	21.4	42.8	920	9.2	18.4	1,100	11.0	22.0
明神社南付付近	1,980	19.8	39.6	760	7.6	15.2	930	9.3	18.6
小学校東門付近	1,730	17.3	34.6	510	5.1	10.2	690	6.9	13.8
檀松29番地付近	1,300	13.0	26.0	640	6.4	12.8	810	8.1	16.2

施策1-2-⑤避難困難者の解消 (津波避難タワー・ビル等) ～築山の整備～

- ◆沼津市では、津波避難タワーは、避難可能者数が少ない割に整備費が高額である上に、平時には活用できないため、平時にも利用可能で、災害時には緊急避難場所となる「築山」を整備
- ◆延宝8年(1680年)の高潮災害で大きな被害を被った村人が避難所の築山を築き、命を助けてくれる山として、「命塚」「助け山」「命山」と呼ばれています。この教えを活かし、「平成の命山」(海拔10m、避難面積1,300㎡)を整備

○沼津市では津波非難タワーから築山に変更

○袋井市では先人の教えから築山を整備



施策1-3-⑩災害時要援護者等の支援 ～防災と福祉を兼ねた健康体操～

- ◆ 日常的に歩く生活を楽しむ「はつらつ健脚運動(ゴムバンド運動)」による体力アップは介護予防と防災対策に有効
- ◆ 平成23年7月19日から平成24年5月までに行った3回の「避難場所までに要する避難時間調査」(3回目調査:対象57名、男性平均年齢77歳、女性平均年齢72歳)では、回を追うごとに避難時間が短縮

はつらつ健脚運動(ゴムバンド体操)

かがやき教室(介護予防教室)

◎23年度から、月2回の下肢筋力強化運動(ゴムバンド体操)と、介護予防・防災をセットにした講習会を実施、半年毎に介護予防効果測定

◎運動習慣、心の健康、運動能力、日常生活動作が維持・改善

◎結果を踏まえ24年度、指導者研修実施、25年度から指導者研修を受けた町職員により、各地区でゴムバンド体操を推進

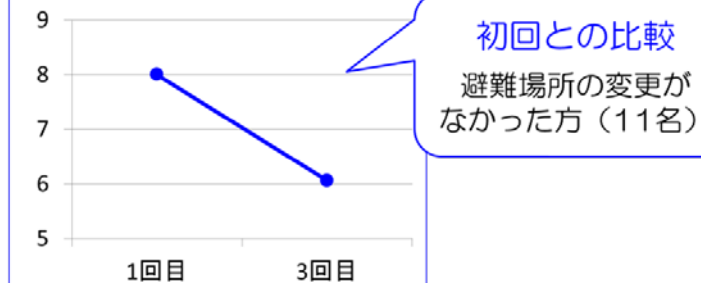


ゴムバンド体操



かがやき教室

一次避難場所までの所要時間(分)



★初回に比べて避難所までの所要時間が、短縮された。

施策1-3-⑩災害時要援護者等の支援 ～観光協会との連携、釣り客に対する避難訓練の実施～

- ◆観光協会と連携して、各宿泊施設による避難経路図を作成
- ◆釣り客等に対して避難訓練を実施し、海上からの避難時間を確認

津波一次避難場所！！

徒歩の場合

HIROYAに宿泊中に地震が起きたら・・・
溝口宅上 へ徒歩で逃げましょう！！

●溝口宅上までの経路●

① 横断歩道を渡り、50m直進

② 国道の反対側へ渡る

③ 左手の坂道を上る

④ 林道の階段を上る

⑤ 避難場所到着

HIROYAから徒歩で約5分で溝口宅に着きます。慌てずに避難しましょう！



施策2-2-⑥避難所等になる重要公共施設の再配置 ～防災・少子化に伴う小中学校の再編～

- ◆田原市では、強い揺れと津波が予測されることから、児童生徒の生命・安全を守るため、特に甚大な被害が想定される掘切小学校等を安全な場所へ移転、同時に少子化に伴う適正規模・適正鉢を考慮
- ◆移転跡地は、地域の意見を尊重しつつ、地域への開放や防災拠点とする等の活用策を検討

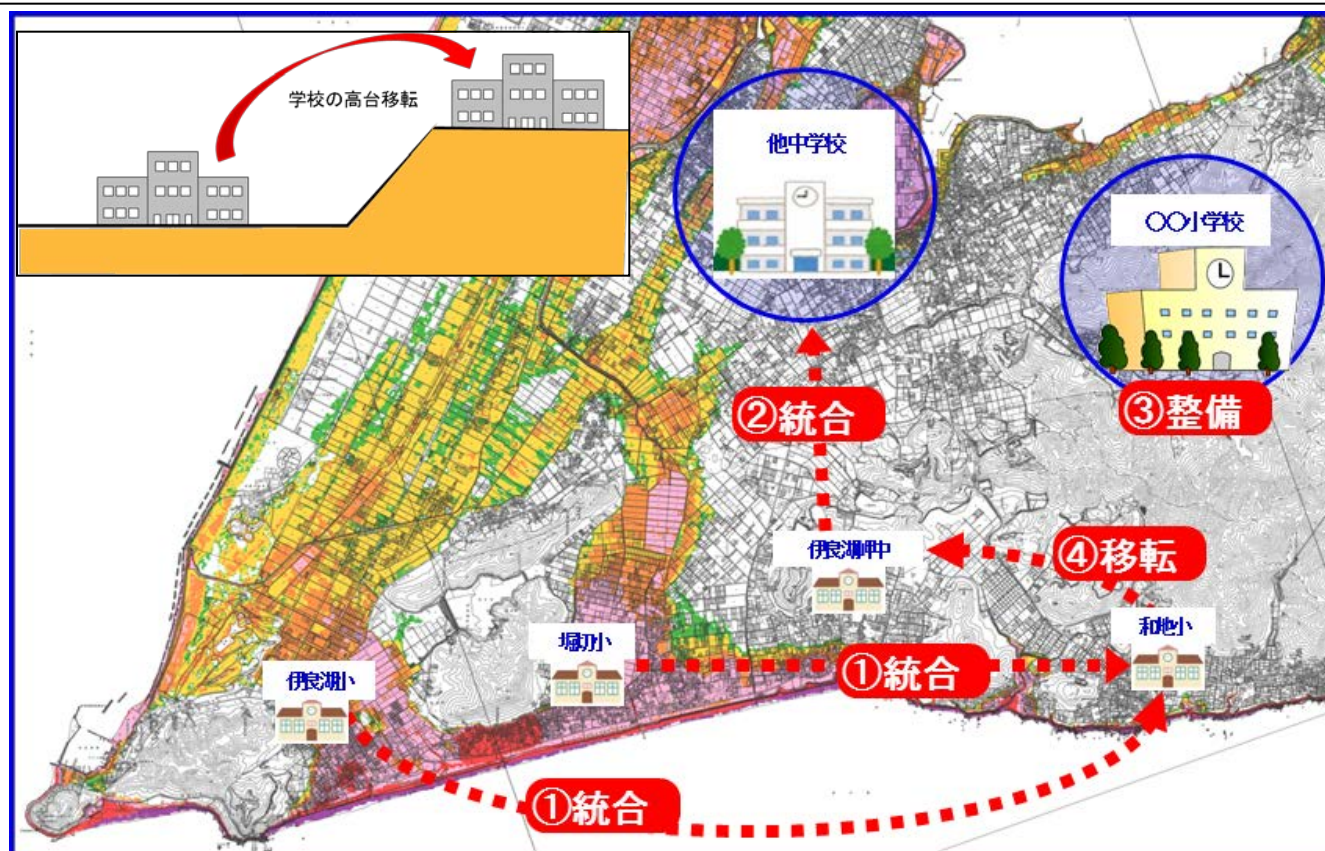
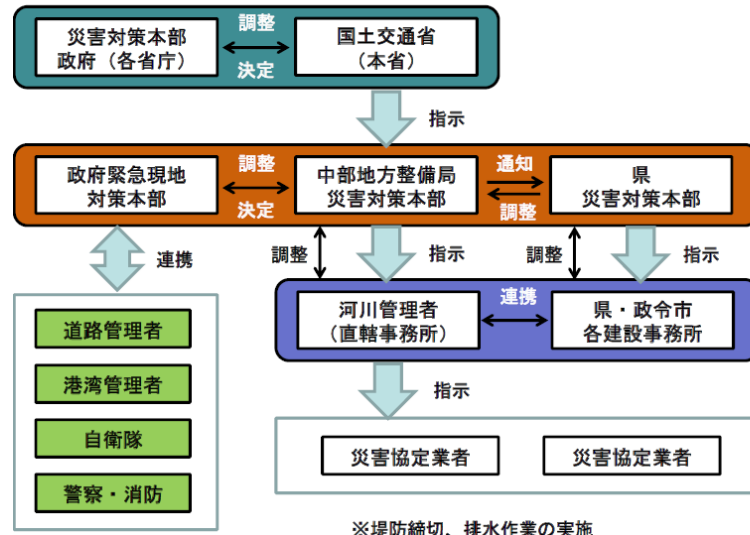
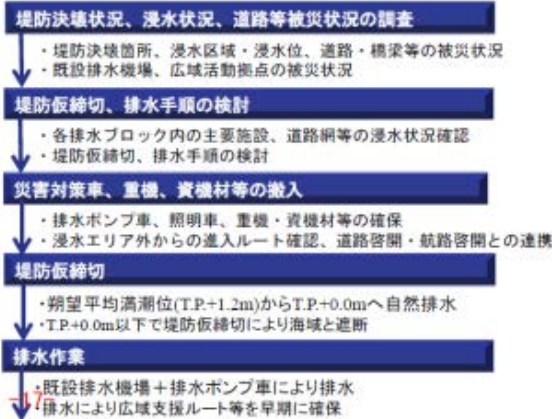


図 避難場所の確保、学校再編に伴う高台移転

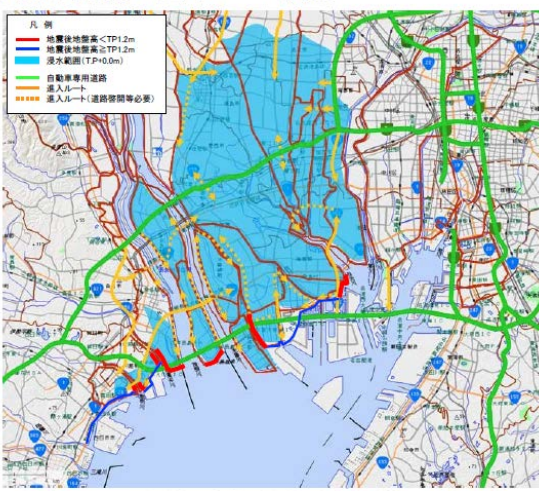
- ◆最大規模の巨大地震が発生した場合の日本最大の海拔ゼロメートル地帯である濃尾平野における、排水計画(案)を作成
- ◆排水作業完了目標は、堤防仮締切で最長1ヶ月、排水作業で2週間以内と想定

排水作業手順



- 【関係者の役割】
- 早期の堤防仮締切、排水作業には、河川管理者、災害協業者、関係者相互の協力が不可欠
 - 発災直後からの道路啓開により、堤防仮締切、排水箇所への進入ルートを確保
 - 河川管理者の指示により、災害協業者は堤防仮締切、排水作業を実施
 - 航路啓開により排水機場燃料等の輸送ルートを確保
 - 排水作業により浸水範囲を順次縮小・解消し、早期の復旧復興、孤立避難者の救出、人命救助等のための広域支援ルートの確保を支援
 - 排水が完了したエリアから順次道路啓開を推進

対策箇所及び進入ルート検討



※対象区間は検討中であり今後見直す事がある
※ダンプ等の機材の調達については未調整

堤防仮締切、排水作業に要する日数

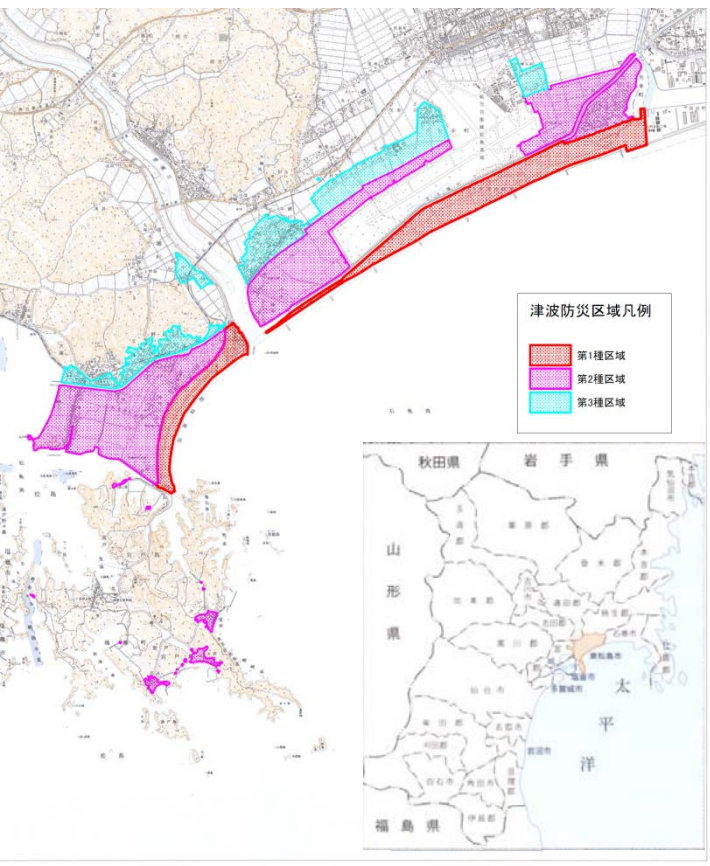
	堤防仮締切 (最長1ヶ月以内)	排水作業 (2週間以内)
A工区	約6日	約14日
B工区	約9日	約14日
C工区	約23日	約14日
D工区	約9日	約14日
E工区	約23日	約14日
F工区	約23日	約14日



9- 伊勢湾台風時の堤防決壊状況

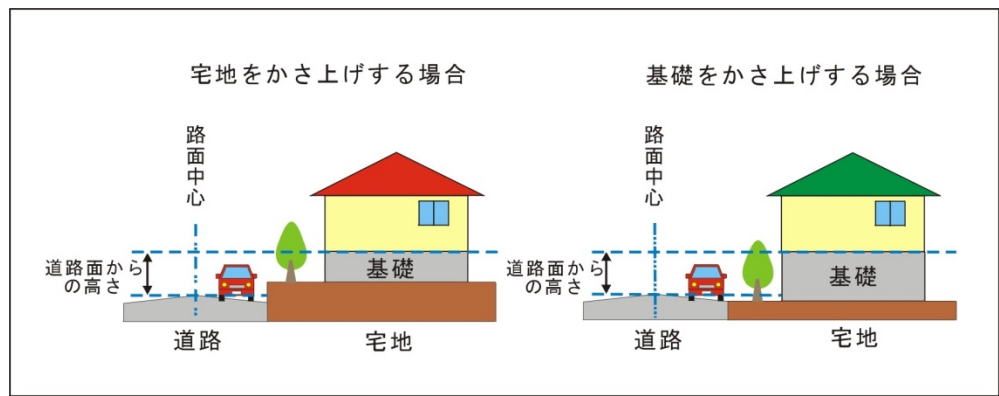
※堤防仮締切、排水箇所への進入ルートが各所で被災している場合、作業期間が遅れることがある

◆東松島市では、東日本大震災により多大な被害を被った経験から、多重防御施設として海岸堤防、防災緑地、かさ上げ道路や河川堤防の整備を行ってもなお一定の浸水が予測される区域について、建築基準法第39条に基づく「津波防災区域」の指定



【津波防災区域の種別】

- 第1種区域 住居などの居住用建物、医療施設や児童福祉施設などの建築が規制されます。
- 第2種区域 住居などの居住用建物、医療施設や児童福祉施設などの建築が規制されますが、これらの建物であっても主要構造部が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、階数が2以上、地階を有さないなどの条件を満たした建築物は建築できます。
- 第3種区域 住居などの居住用建築物、医療施設や児童福祉施設などの建築物を建築する場合、宅地の接する道路の高さから1階の居住室の床面の高さを1.5m以上とすること、住宅の基礎を鉄筋コンクリート造とすることなど、一定の基準を満たしていただく必要があります。



施策2-4-21 グランドデザインに合わせた土地利用の促進 ～空地の事前確保(女川町総合運動公園の活用)～

- ◆女川町運動公園は、陸上競技場、総合体育館(愛称:女川ドーム)、野球場、多目的運動場等を有する高台の公園(面積25.5ha)
- ◆災害発生時には、災害廃棄物置場や応急仮設住宅整備場所、重機置場、物流拠点、自衛隊・警察・消防等の支援部隊の拠点等で空地が必要
- ◆この公園は、被災後すぐに女川町役場(仮設)及び応急仮設住宅用地等として使用され、現在では、その一部が災害公営住宅用地として利用され、早期の復興に効果を発揮



女川町総合運動公園:
高台にあり、被災を免れる



図 女川町総合運動公園

図 女川町陸上競技場跡地地区災害公営住宅

施策3-3-⑪ 職員の意識づくり ～震災復興都市計画 策定時の地方公共団体職員WSの開催～

- ◆愛知県は、震災復興都市計画の策定に当たって、手続きにおける課題を把握するため、仮定の被害を基に計画を策定する模擬策定作業を実施
- ◆模擬策定作業では、被害特性や地区特性を変えた5地区における復興都市計画の策定を行い、県及び市町村職員(30市町、計40名)がWS形式を実施

事前復興計画の取組とその効果

事前復興計画の取組（平時）

ステップ0 分析評価・情報発信

- ・都市災害リスクの情報発信

ステップ1 協働関係の構築

- ・住民による議論の場の形成

ステップ2 住民主体での検討

- ・地域の将来像、方向性の議論

ステップ3 計画策定、施策の実施

- ・平時からのまちづくりの推進

被災後の復興における効果 (危機時)

◇危機発生時の対応能力の向上

地域の危機意識が向上する

復興検討組織が速やかに立ち上がる

震災復興都市計画のたたき台が準備される

◇平時からの対策実施による被害規模の軽減

速やかな避難の実現

都市の復旧、復興期間が短縮する



施策3-4-⑫ 自主防災組織による避難防災訓練の実施 ～子どもたちが参加した防災訓練の実施～

- ◆田原市では、地域の津波避難訓練では、神社内にある避難経路を利用して、高台へ移動、次世代を担う子供たちが参加



④災害発生時の時間軸でみた取組

地震発生／津波発生

時間軸の目安	行動	関係者	必要となる施策・取組み
地震発生直後	津波の襲来を伝える・知る	地方公共団体一住民	<ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告・避難指示 ○防災無線等による情報提供 ○各種情報伝達手段を活かした避難情報提供
	避難する	地方公共団体及び住民	<ul style="list-style-type: none"> ○すぐに「逃げる」 ・地震と強さと揺れの長さを判断せずに逃げる習慣づけ ・避難計画、避難訓練等に基づく速やかな避難 ・安全な避難経路・安全な避難場所 ・災害時要援護者の支援 ・車での避難のあり方 ○保育園・幼稚園・学校等における避難 ・防災訓練等に基づく速やかな避難 ・福祉施設等における速やかな避難
	水門閉鎖等の対応	地方公共団体及び住民	<ul style="list-style-type: none"> ○水門閉鎖等の対応 ・遠隔操作、消防団等との連携

時間軸の目安	行動	関係者	必要となる施策・取組み
地震発生～1日	災害対策本部の設置・運営	地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎や防災拠点における災害対策本部の設置 ・非常用電源等のライフライン確保 ・情報系ネットワークの確保 ○職員の非常召集 ・BCP、地域防災計画等に基づく行動 ○職員に対する指示命令系統の確立 ○関係機関との調整 ・国、県等の関係機関への支援要請 ・協定締結自治体への支援要請
	被災者救援（着手）	地方公共団体及び住民	<ul style="list-style-type: none"> ○生命の安全確保 ・生存被災者相互の救助（共助、救助道具の確保、使用方法） ○災害医療・救急搬送 ・重傷者等の救急搬送（ドクターヘリ、病院の確保） ・備蓄薬品の確保
	被害状況の把握（着手）	地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ○各種情報収集手段を活かした被害状況の把握 ・地震規模、余震の発生、危険箇所の情報（原発など）、火災の状況 ○各種ライフラインの被害状況の把握 ・道路、下水道、電気、ガス等の被害状況把握 ・護岸・堤防等の被害状況把握 ○公共・公益施設の被害状況の把握 ・学校・病院・福祉施設等の被害状況把握
	安否状況の把握（着手）	地方公共団体⇄住民	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の安否確認 ・死傷者の把握 ・避難場所・避難施設等の状況把握 ・地域・集落等の孤立発生状況の確認 ・災害時要援護施設等の安全確保
	避難生活の支援	地方公共団体及び住民	<ul style="list-style-type: none"> ○避難滞在場所の確保 ・公共施設（学校体育館等）等の活用 ○生活物資等の確保・配給 ・水、食料等の確保・配給 ・企業等からの支援

時間軸の目安	行動	関係者	必要となる施策・取組み
津波終息	津波終息の確認	地方公共団体一住民	<ul style="list-style-type: none"> ○津波終息の確認 ・各種情報収集手段を活かした情報収集、住民への情報提供 ・安全な場合は避難勧告・避難指示の解除による帰宅

時間軸の目安	行動	関係者	必要となる施策・取組み
1日～1日程度 (救援と支援、拠点整備)	被害状況の把握（詳細）	地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ○各種情報収集手段を活かした被害状況の詳細把握 ・地震規模、余震の発生、危険箇所の情報（原発など）、火災の状況 ○各種ライフラインの被害状況の詳細把握 ・道路、下水道、電気、ガス等の被害状況把握 ・護岸・堤防等の被害状況把握 ○公共・公益施設の被害状況の詳細把握 ・学校・病院・福祉施設等の被害状況把握
	避難所の開設	地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ○2次避難所の開設による被災者の受け入れ ・公共施設（学校体育館等）、防災拠点等 ・2次避難所開設のための資機材（テントや調理器具等）の確保 ・トイレ等の確保 ○被災者の健康管理の支援 ・医療救護班等の確保、医療資機材、医薬品等の確保
	集落・地域の孤立への対応	住民	<ul style="list-style-type: none"> ○孤立時の避難所等での待機 ・一時避難所での待機（屋根、夜間への対応等） ・生活物資（水、食料、毛布等）の備蓄
	集落・地域の孤立の解消	地方公共団体及び住民	<ul style="list-style-type: none"> ○相互連絡体制の構築 ・衛星携帯電話等の情報伝達手段の確保 ○アクセス手段の確保 ・ヘリポート活用 ・道路啓開（障害物除去等） ・半島部・島しょ部等における海岸からのアクセス検討
	各種支援の受け入れ	地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ○職員を通じての支援者への指示命令系統確立 ○生活物資等の確保・配給 ・広域輸送拠点の手配による支援物資の搬送、配給体制の構築 ・水、食料等の確保・配給 ○医療関係者、ボランティアの受入体制の確保 ○支援活動の拠点整備 ・広域ボランティア等の活動拠点の開設
道路ネットワーク等の回復	地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路の啓開 ・ガレキの撤去 ・人・物資等の搬送のための条件整備（国、県との連携） 	

時間軸の目安	行動	関係者	必要となる施策・取組み
1週間～1ヶ月 (応急復旧)	仮設住宅の建設	地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ○応急住宅供給計画の策定 ・配置計画及び設計（民間企業との連携） ○仮設住宅の建設 ・適地選定、資機材確保
	災害廃棄物・海岸漂着物の処理	地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物・海岸漂着物の処理 ・仮置き場の確保 ・最終処分方法の検討（国、県との連携）
	復旧への取組	地方公共団体及び住民	<ul style="list-style-type: none"> ○詳細な被害状況把握と復旧計画の策定 ・各種施設の状態状況、被害状況等の把握と復旧計画の策定
	生活支援	地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア、NPO等の活動支援 ・継続的な生活物資の手配と配給 ○被災者の心のケア ・独居老人をはじめとした高齢者への配慮 ・児童・生徒に対するカウンセリング

時間軸の目安	行動	関係者	必要となる施策・取組み
1ヶ月以降 (復旧・復興)	仮設住宅への入居	地方公共団体及び住民	<ul style="list-style-type: none"> ○仮設住宅への入居 ・地域コミュニティへの配慮
	復旧・復興	地方公共団体及び住民	<ul style="list-style-type: none"> ○復旧・復興計画の策定 ・地域住民の意向把握 ・コミュニティの再生 ○都市機能の回復・強化
	生活支援	地方公共団体及び住民	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア、NPO等の活動支援 ・継続的な生活物資の手配と配給 ○被災者の心のケア ・独居老人をはじめとした高齢者への配慮 ・児童・生徒に対するカウンセリング

修正なし

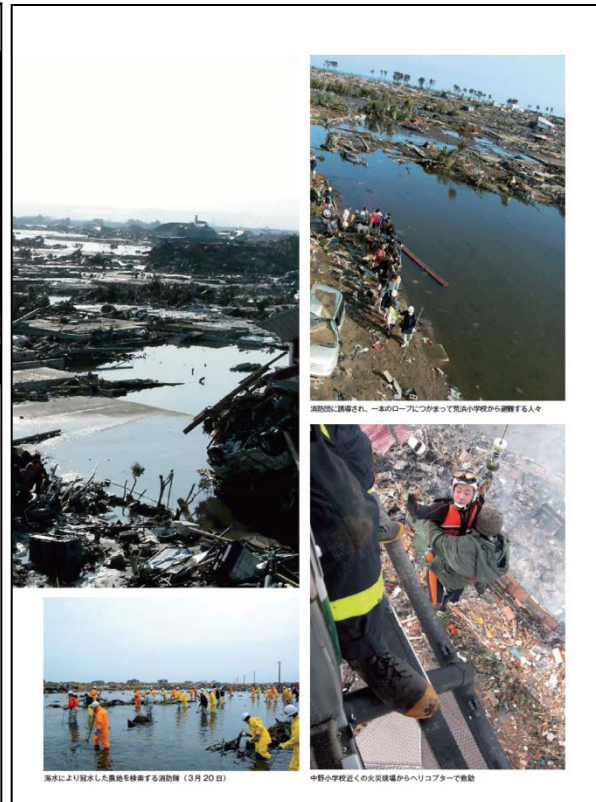
【参考】東日本大震災の時間軸での記録

○仙台市の「東日本大震災 仙台市 震災記録誌－発災から1年間の活動記録－」平成25年3月18日 http://www.city.sendai.jp/fukko/1207640_2757.html

・発災直後の対応として、本部長(市長)指示などの記録や生活復旧対応の記録

東日本大震災
仙台市 震災記録誌
～発災から1年間の活動記録～

平成 25 年 3 月
仙 台 市



【参考】東日本大震災の時間軸での記録

○東北地方整備局「忘れない。」

<http://www.thr.mlit.go.jp/sendai/oshirase/wasurenai/img/paneldata.pdf>

・東日本大震災と救命・救援ルート確保・復旧への記録

東日本大震災と救命・救援ルート確保・復旧への記録

忘れない。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災。橋は落ち、道はがれきりで埋もれ、太平洋沿岸の街は孤立した。

道を開け、一刻も早く、人命救助と救援ルート確保へ東北6県、仙台市、陸上自衛隊などと連携して国土交通省東北地方整備局は緊急輸送路の確保に突き進んだ。

このパネルは、命の道を切り開き、復旧や町村支援に挑んだその活動記録です。被災者、被災地への思いを忘れない。大震災と戦った日々を風化させてはならない。地域や世代を超えて、今回の教訓を共有していくことが大切です。これらのパネルが、地域の防災力向上のため、また明日への備えの一助になれば幸いです。

国土交通省 東北地方整備局

地震発生、津波襲来。

東日本大震災と被災の状況

平成23年3月11日 金曜日、午後2時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生。

東北地方を中心に、東日本を最大震度7の激震が襲った。その後、巨大津波が太平洋沿岸に押し寄せ、沿岸地域に甚大な被害をもたらした。

国土交通省 東北地方整備局

一刻も早く。

37分後、緊急発進。



防災ヘリからのライブ映像が、早期対応の判断材料に。

巨大津波は仙台空港をも呑み込んだ。だが、その直前、国土交通省東北地方整備局の防災ヘリ「みちのく号」は飛び立っていた。地震発生の直後、民間航空会社の乗員は格納庫の壊れたシャッターを切断し、テイクオフに備えた。そして国土交通省東北地方整備局からの指令を受け、地震発生から37分後に飛び立った。ヘリから送られてくるライブ映像は、想像を絶する巨大津波をとらえ、衝撃的な被災状況を伝えた。この情報が、真っ先にすべきは救命、救援ルートの確保、という判断をもたらした。

国土交通省東北地方整備局
仙台空港
2011.3.11 PM4:17

3. 【まとめ】中部圏の地震・津波災害に 強いまちづくりに関する残された課題 と今後必要な取組

今後の地震・津波災害に強いまちづくり実現への課題

1. 今後、地震・津波災害に強いまちづくりを実現するためには、以下のような様々な課題がある。
 - ・観光、企業活動などの地域の産業等への配慮
 - ・グランドデザイン・土地利用計画の策定や高台移転等、各種事業実施に際しての住民の合意形成
 - ・ハード整備による安全性の確保に対する多様な意見への対応
 - ・法制度や予算の制約 等
2. また、今回取りまとめたガイドラインにおいて、以下の課題がある。
 - ・命を守る取組については、各自治体で既に積極的に取り組まれているものの、長期的なまちづくりについては、これから取組む段階であり、十分な知見・先行事例がない。
 - ・南海トラフの特措法が成立したところだが、土地利用の課題等への対応については、復興の事例を示すに留まっており、今後、内容の充実が必要。
 - ・東日本大震災からの復興は現在も進行中であり、引き続き復興を学ぶ知見の紹介が必要。
 - ・各県の第4次想定が出揃っておらず、前提とする想定や各県の対応方針が紹介できていない。

中部地方整備局は、今後も引き続き自治体の防災まちづくりを支援

南海トラフ法などの法制度の活用方法や被災地・全国の防災まちづくりの動きを把握し、学識経験者や首長参加の意見交換会の開催等を通じて自治体と情報共有・課題検討を行い、各自治体で取り組む各種計画策定・事業の実施に対して、今後も積極的に地震・津波に強いまちづくり実現のため必要な支援を継続的に実施。